

令和6年度「古都京都の文化財」世界遺産登録30周年を契機とした 市バス周辺路線への誘客キャンペーン業務 仕様書

1 業務名称

令和6年度「古都京都の文化財」世界遺産登録30周年を契機とした市バス周辺路線の誘客キャンペーン業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

市バスは、一部の黒字系統が赤字系統を支えている状況であり、市内周辺部への誘客を図ることで、赤字系統の御利用を増加させていく必要がある。一方で、観光需要の本格化により、市内中心部において、市バスの一部路線・時間帯で混雑が生じている。そのため、地下鉄とバスを組み合わせた移動経路に観光客を誘導することで、市バス赤字路線の増客に繋げるとともに、市内中心部における市バスの混雑緩和を図る必要がある。

本業務では、令和6年12月で「古都京都の文化財」が世界遺産登録30年となる機会を捉え、「市バス赤字路線の増客」、「地下鉄とバスを組み合わせた移動」の2つの観点の下、市内周辺部に点在する世界遺産をはじめとした文化財に焦点を合わせた市バス周辺路線への誘客キャンペーンについて、委託するものである。

なお、本業務は、観光庁「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」補助金を活用することを想定しており、本業務により赤字系統の1日当たりのお客様数及び「地下鉄・バス1日券」の販売枚数の増加を目指すものであることにも留意すること。

3 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日(金)まで

4 委託金額の上限

金5,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 本業務に必要なデータ制作、業務遂行上必要となる調整及び手続き、経費負担等を含むものとする。

5 委託内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

なお、契約締結後には速やかに事業計画やスケジュールを記載した業務計画書を提出すること。

(1) 市内周辺部に点在する世界遺産をはじめとした文化財を結ぶモデルコース（以下「コース」という。）の造成

本仕様書の「2 業務目的」の達成に向け、特に「市バス赤字路線の増客」、「地下鉄とバスを組み合わせた移動」の2点を重点とし、以下の条件に沿ったコースを造成すること。

なお、必要に応じて、コース内で取り上げる交通事業者や施設等との事前協議・調整を

図ること。

ア 3つ以上のコースを提案すること。ただし、山科・醍醐エリアを含んだコースを1つ以上含めること。

イ 山科・醍醐エリアを含んだコース以外のコースにおいては、市バス赤字系統（別表）を必ず利用すること。

ウ 地下鉄とバスを組み合わせた移動を必ず含めること。

エ 「地下鉄・バス1日券」の利用を必須とし、これにより利用者が有利となるコース設定とすること

オ コースの出発地を「京都駅前バスのりば」としないこと（ただし、地下鉄京都駅は可）。

カ コースは1日で周遊できるものとする。

(2) インセンティブを付加したキャンペーンの企画・実施

(1)で造成したモデルコースへの誘客につながるようインセンティブを付加したうえでキャンペーンを実施すること。

【インセンティブの例】

- ・記念乗車券の制作
- ・施設優待や体験型コンテンツの造成 など

(3) キャンペーンの誘客にかかるプロモーションの展開

ア (1)で造成したモデルコース及び(2)のキャンペーンを効果的に日本人観光客及び訪日外国人に訴求するため、ターゲットを明確化したうえで、多言語でPRを展開すること。ただし、PR物の完成データについて、最新のパターンファイルを用いたソフトウェアによりコンピューターウイルス等の感染していないことを確認のうえ、随時提出すること（加工可能なデータ含む）。

なお、本業務で作成したデータは、発注者が他の媒体で使用することがある。

イ コースを掲載したWEBサイトを構築すること。

(4) 効果測定及び実績報告書の提出

効果測定指標を定め、実施したキャンペーンの効果測定を行い、業務終了後、実績報告書として提出すること。ただし、発注者が報告を求める場合は、業務終了前であっても、求めに応じること。

なお、指標の詳細は発注者と協議のうえ決定すること。

【効果測定指標の例】

- ・WEBサイトの掲載日、掲載先、掲載件数
- ・表示回数、リーチ数、閲覧者等の属性（年齢、地域、特性等）、エンゲージメント（「いいね」「シェア」「リツイート」「URLクリック」など）数／率、コンバージョン数／率、広報効果額 など

6 協議

キャンペーンの内容に関しては、制作の段階で都度、発注者と協議し発注者の承認を得るまで校正を行うこと。また、受注者は、発注者との協議結果を記録にまとめ、協議終了後速やかに提出すること。

7 仕様書の変更

発注者は、仕様書の定めるところにかかわらず、本業務を迅速・適切に遂行するために必要であり、かつ、相当と認めた時には、受注者と協議のうえ、仕様書の内容を変更することができる。

8 支払手続等

受注者は、本業務の実施内容及び要した経費を報告し、経費が当初の見積金額を下回る場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

9 著作権等

- (1) 本業務を通じて著作権その他知的財産権が生じた場合、その権利は全て発注者に帰属するものとする。ただし、事前に書面による発注者の同意を得た場合はこの限りでない。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負う。

10 再委託の禁止等

- (1) 業務の一括再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、京都市交通局契約規定第44条の規定に基づき、あらかじめ書面により発注者の承認を得ること。
- (2) 再委託先は、本業務において受注者が負う義務と同等の義務を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先の行為について再委託先と連携し、その責任を負うものとする。

11 遵守事項

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書、発注者の各規程その他の諸法規を遵守すること。また、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意するとともに、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。
- (2) 受注者は発注者と十分連絡を取り合い、本業務の遂行に必要な指示及び承認を得なければならない。
- (3) 受注者は、本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本業務実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、発注者の指示に従うこと。

市バス赤字系統(令和4年度)

系統	運行区間		令和4年度 営業係数
1	西賀茂車庫前	— 出町柳駅前	135
8	四条烏丸	— 梅ノ尾	197
10	山越中町	— 三条京阪前	144
11	山越中町	(嵐山) 三条京阪前	128
13	四条烏丸	— 久世工業団地前	177
15	立命館大学前	— 三条京阪前	121
16	京都駅八条口	— 京都駅前	260
18	二条駅西口	— 久我石原町	215
19	横大路車庫前	— 京都駅前	191
20	横大路車庫前	(納所町) 横大路車庫前	215
22	横大路車庫前	— 南工業団地前	239
26	山越中町	— 京都駅前	127
27	京都外大前	— 四条烏丸	154
29	洛西バスターミナル	— 四条烏丸	142
31	岩倉操車場前	— 四条烏丸	122
33	洛西バスターミナル	— 京都駅前	142
37	西賀茂車庫前	— 三条京阪前	126
42	京都駅前	— 洛西口駅前	179
43	四条烏丸	— 久世橋東詰	213
51	立命館大学前	— 三条京阪前	138
55	立命館大学前	(千本今出川) 四条烏丸	125
59	山越中町	— 三条京阪前	125
65	岩倉操車場前	— 四条烏丸	158
67	西賀茂車庫前	— 松尾橋	149
69	二条駅西口	— 桂駅東口	161
71	九条車庫前	— 松尾橋	162
75	京都駅前	— 山越中町	187
78	京都駅前	— 久世工業団地前	223
80	太秦天神川駅前	— 祇園	123
81	横大路車庫前	— 京都駅前	131
84	九条車庫前	— 太秦天神川駅前	247
88	九条車庫前	— 梅小路公園・京都鉄道博物館前	151
91	四条烏丸	— 大覚寺	134
93	錦林車庫前	— 嵐山	133
208	九条車庫前	(東山七条) 九条車庫前	122
北3	北大路バスターミナル	— 京都産大前	127
北8	北大路バスターミナル	(修学院道) 北大路バスターミナル	143
西1	洛西バスターミナル	— 桂駅西口	274
西2	洛西バスターミナル	— 桂駅西口	181
西3	洛西バスターミナル	— 桂駅西口	301
西4	洛西バスターミナル	— JR桂川駅前	176
西5	桂坂中央	— 桂駅西口	244
西6	桂坂中央	— 桂駅西口	181
西8	洛西バスターミナル	— 桂駅西口	203
南1	竹田駅西口	— 桂駅東口	241
南2	竹田駅西口	— JR長岡京東口	164
南3	竹田駅西口	— 横大路車庫前	159
南5	竹田駅東口	— 京都駅前	133
南8	横大路車庫前	— 竹田駅東口	244
M1	立命館大学前	— 原谷	127

注1 営業係数は、100円の収入を得るためにどれだけの費用がかかっているかを示す指標です。

この数値が100より小さければ黒字、大きければ赤字であることを表しています。

注2 表中は、営業係数120以上の系統です。